

3. 主任技術者の選任

法第43条第1項において、自家用電気工作物の設置者は、事業場ごとに電気主任技術者免状の交付を受けている者の中から主任技術者を選任しなければなりません。

しかしながら、電気主任技術者免状の交付を受けている者を雇用することが困難な設置者に配慮し、各種手続き方法が定められています。有資格者の雇用状況を考慮して主任技術者の選任方法を決定し、それぞれの項目を参考の上、手続きを行って下さい。

(1) 主任技術者免状の交付を受けている者を選任する場合

A 社内の有資格者から選任する場合

設置者（みなし設置者を含む）の社員に電気主任技術者免状の交付を受けている者がいる場合には、その者を電気主任技術者として選任することができます。

なお、建設現場等で使用する移動用電気工作物に係る主任技術者の選任は移動用電気工作物を管理する本店、支店、営業所ごとに選任することができます。

届出書の様式	主任技術者選任又は解任届出書【記載例3（様式第46）】
添付書類	① 電気主任技術者免状の写し ② 社員であることを証明する書類 ③ みなし設置者の場合は、委託契約書の写し【記載例7】 ④ 主任技術者が選任する事業場に常駐しない場合は、主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】
届出又は申請の時期	選任後、遅滞なく（原則として1月以内）
条件	① みなし設置者の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（2）の基準を満足すること。 ② 主任技術者が事業場に常駐しない場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）④、⑤の基準を満足すること。

B 関連会社の有資格者を選任する場合

設置者の関連会社に電気主任技術者免状の交付を受けている社員がいる場合には、その者を電気主任技術者として選任することができます。

届出書の様式	主任技術者選任又は解任届出書【記載例3（様式第46）】
添付書類	① 電気主任技術者免状の写し ② 社員であることを証明する書類 ③ 主任技術者が所属する会社の承諾書【記載例6】 ④ 関連会社から選任する理由書【記載例5】 ⑤ 主任技術者が選任する事業場に常駐しない場合は、主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】
届出又は申請の時期	選任後、遅滞なく（原則として1月以内）
条件	① 関連会社が、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）②ロ、ハの基準を満足すること。 ② 主任技術者が事業場に常駐しない場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）④、⑤の基準を満足すること。

C 派遣労働者又は設備管理会社（ビルメンテナンス会社）等の社員から選任する場合

事業場に常駐する派遣労働者又は自家用電気工作物を含む事業場の設備管理を委託している設備管理業者の社員で、電気主任技術者免状の交付を受けている者がいる場合は、その者を主任技術者に選任することができます。

届出書の様式	主任技術者選任又は解任届出書【記載例3（様式第46）】
添付書類	① 主任技術者免状の写し ② 社員であることを証明する書類 ③ 労働者派遣契約書又は設備保守管理契約書の写し【記載例7】
届出又は申請の時期	選任後、遅滞なく（原則として1月以内）
条件	① 派遣労働者の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1） ①、設備管理会社の社員の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1）②の基準を満足すること。

D 発電所又は系統に連系するための複数の事業場を直接統括管理する事業場に選任する場合

電圧17万ボルト未満の風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための電線路、変電所、開閉所等（以下「被統括事業場」という。）を直接統括管理する事業場（以下「統括事業場」という。）については、発電所や変電所等の事業場毎ではなく、統括事業場毎に電気主任技術者に選任することができます。

なお、統括事業場への選任は、保安組織、監視設備、設置者の保安管理業務への関与等について個別審査を行うことから、選任前に条件の適合状況について産業保安監督部の確認を受けてください。

届出書の様式	主任技術者選任又は解任届出書【記載例3（様式第46）】
添付書類	① 主任技術者免状の写し ② 社員であることを証明する書類 ③ 統括事業場の条件を満たしていることを証明する書類（保安規程を含む）
届出又は申請の時期	選任後、遅滞なく（原則として1月以内） なお、新たに設置する統括事業場への選任については、条件への適合状況を確認するため、選任の1月前までに事前にご相談いただきたい。
条件	① 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の3. 基準を満足すること。

(省略)

1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。

(1) 法第43条第1項の選任において、規則第52条第1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則として、事業用電気工作物を設置する者（以下1.において「設置者」という。）又はその役員若しくは従業員でなければならない。ただし、自家用電気工作物については、次のいずれかの要件を満たす者から選任する場合は、この限りでない。

① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。

イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

ハ 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。

② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であつて、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6.に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、当該委託契約において、（1）①イからハまでに掲げる事項が全て約されている場合に限る。

(2) (1) ②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持や管理の主体であつて、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が主任技術者の選任を行うことを認める。また、(1)の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第4項ただし書の承認についても、同様とする。

(省略)

Cのうち派遣労働者から選任する条件

Cのうち設備管理会社の社員から選任する条件

Aのうちみなし設置者の社員から選任する条件。なお、※下線については、受託者が技術基準適合義務を負うことを契約書に明記している場合とする

3. 規則第5 2条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）に行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。

(1) 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であって電圧170,000ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上（風力発電所であって、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。）となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、被統括事業場の保安を一体的に確保するための組織（以下3.において「保安組織」という。）が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者又はその役員若しくは従業員（以下3.において「設置者等」という。）の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようにその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により常時監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。なお、常時監視するにあたっては、電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）第47条及び第48条に定める各項目に準じたものであること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮する電気主任技術者（以下3.において「統括電気主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括電気主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括電気主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括電気主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 被統括事業場の種類に応じて、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。

ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。

③ 統括電気主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 原則として、統括事業場に常駐すること。

ロ 被統括事業場は、統括事業場から2時間以内に到達できる場所にあること。

ハ 統括電気主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括電気主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。

④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

□により選任する場合の条件。条件に適合しない場合は個別事業場毎に選任を行う必要がある。

(前ページより続き)

(2) 自家用電気工作物である水力発電所の統括事業場へのダム水路主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、保安組織が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者等の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮するダム水路主任技術者（以下3.において「統括ダム水路主任技術者」という。）に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括ダム水路主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括ダム水路主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括ダム水路主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。

ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。

③ 統括ダム水路主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 原則として、統括事業場に常駐すること。

ロ 被統括事業場は、同一水系又は近傍水系であって、かつ、統括事業場から2時間以内に到達できるところにあること。

ハ 統括ダム水路主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括ダム水路主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。

④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。

□により選任する場合の条件。条件に適合しない場合は個別事業場毎に選任を行う必要がある。

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次の①から④に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期すこととする。

① 兼任させようとする事業場又は設備が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

② 兼任させようとする者が兼任する事業場（この①において「申請事業場」という。）が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場

ニ (省略)

③ (省略)

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ 点検は、規則第53条第2項第5号の頻度に準じて行うこと。

⑤ 電気主任技術者が常時勤務しない事業場の場合は、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

(以下省略)

【B】により選任する場合で関係会社の条件。
原則として役員又は資本出資が過半数

【A】、【B】により選任する場合で主任技術者が常駐しない場合の条件。※下線の点検頻度は保安管理業務外部委託に係る要件(告示)第4条を参照のこと。

【記載例3】

様式第46 (第55条関係)

共通

主任技術者選任又は解任届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒000-0000
00県00市00町0-0

氏 名 000株式会社 印
代表取締役 00 00

次のとおり主任技術者の選任又は解任をしたので、電気事業法第43条第3項の規定により届け出ます。

主任技術者を選任又は解任した事業場の名称及び所在地		(需要設備の場合) 000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0 (移動用電気工作物の場合) 00建設株式会社00営業所が統括する工事現場(香川県一円) 〒 - 00県00市00町0-0(営業所の住所)
選任した主任技術者	氏名及び生年月日	00 00 00年00月00日
	住 所	00県00市00町0-0
	主任技術者免状の種類及び番号	第0種 第00-000000号
	主任技術者が主任技術者の職務以外の職務を行っている時は、その職務の内容	工務課長
	主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	設備容量 KVA, 最大電力 kW 受電電圧 V
	選 任 年 月 日	00年00月00日
解任した主任技術者	氏名及び生年月日	00 00 昭和00年00月00日
	住 所	00県00市00町0-0
	主任技術者免状の種類及び番号	第0種 第00-000000号
	解 任 年 月 日	00年00月00日

最大電力は、契約電力を記入する。
発電所、非常用予備発電設備がある場合には、出力及び電圧を記入する。

【記載例4】

主任技術者の執務に関する説明書

1. 主任技術者の常時勤務する事業場の名称、所在地及び業務内容

名称 ○○株式会社 ○○工場
 所在地 ○○県○○市○○町○○-○
 業務内容 工務課

選任する事業場が無人の太陽電池発電所等の場合は、運転状況を監視している事務所、待機所とする

2. 事業場までの距離、交通機関及び所要時間

(イ) 常時勤務する事業場から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

距離 ○○km
 交通機関 自家用車
 所要時間 約○○分

選任する事業場までの到達時間は、常時勤務する事業場並びに自宅から2時間以内
 (通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」の6.(1)④イ)

(ロ) 自宅から当事業場までの距離、交通機関及び所要時間

距離 ○○km
 交通機関 自家用車
 所要時間 約○○分

連絡責任者の選任
 (通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」6.(1)⑤)

3. 連絡方法及び連絡責任者

TEL ○○○-○○○-○○○○
 連絡担当者名 ○○ ○○

点検周期は保安管理業務外部委託に係る要件(告示)第4条に規定する頻度以上
 (通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」6.(1)④ロ)

4. 当事業場における執務回数及び時間

設置、改造等の工事期間中は毎週1回以上、その他の場合は毎月○回以上執務し、1回の執務時間は、○時間以上とする。事故その他異常時においては、連絡責任者の連絡を受けて随時執務する。

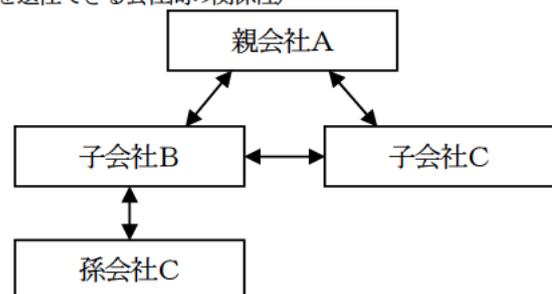
【記載例5】

関連会社から主任技術者を選任する理由書

当事業場は受電(連系)電圧○V、最大電力(出力)○kWの製造工場(太陽電池発電所)である。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず関連会社(資本出資○○%、役員の派遣○○%)である○○株式会社○○工場に勤務し、電気保安に関し経験の深い○○○○を選任することとしたい。

総株主の議決権の過半数を有する、資本金・役員の比率が過半数を超える等、財務及び事業の方針の決定の支配関係のある親・子・兄弟会社

(通達「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」6.(1)②)(主任技術者を選任できる会社間の関係性)



【記載例6】

兼務承諾書

○年○月○日

〇〇株式会社
代表取締役 ○〇〇〇 殿

△△株式会社
代表取締役 △△△△ 印

当社の社員である □□□□ を、下記により貴社 ××××工場 の電気主任技術者として兼務することを承諾します。
記

貴社の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気主任技術者として保安規程に基づき□□□□は
執務すること。

【記載例7】※契約書に以下の事項が明記されていない場合は覚書等により明確にしてください。

自家用電気工作物の保安に関する覚書

〇〇（事業場名）の自家用電気工作物の保安管理に関し、平成○年○月○日付で締結した委託契約（以下、原契約という。）において、〇〇株式会社（以下、甲という。）及び□□株式会社（以下、乙という。）は自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関して次の事項を約するものとする。

1. 甲は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）の意見を尊重すること。
2. 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）がその保安のためにする指示に従うこと。
3. 電気主任技術者として選任する者（乙の従業員）は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。
4. 乙は、原契約及び本覚書に基づき、甲の自家用電気工作物が電気事業法第39条第1項で規定される技術基準に適合するよう維持する。また、技術基準に適合しない場合には、技術基準に適合するよう当該電気工作物を修理し、又は使用の制限あるいは停止の措置を行うものとする。この場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

主任技術者の責任及び甲乙の遵守事項の明記
（通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1）①イロハ）

技術基準維持義務の明記
（通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（2））

みなし設置者は1～4の事項、派遣労働者又は設備管理会社の職員を選任する場合は1～3の事項について締結すること

○年○月○日

甲 〇〇県△△市□□町大字小字
〇〇株式会社
代表取締役 経済 太郎 印

乙 △△県□□市〇〇町123番地4
□□株式会社
社長 電力 三郎 印

(2) 主任技術者免状の交付を受けていない者を選任する場合

設置者（みなし設置者を含む）の社員のうち、電気主任技術者免状の交付を受けていない者であっても、小規模な事業場であれば、第1種電気工事士免状取得者等、電気工作物について保安監督を行う知識及び技能があると認められる場合は、産業保安監督部長の許可を受けて主任技術者として選任することができます。

なお、建設現場等で使用する移動用電気工作物に係る主任技術者の選任は、移動用電気工作物を管理する本店、支店、営業所ごとに選任することができます。

申請書又は届出書の様式	主任技術者選任許可申請書【記載例8（様式第45）】
添付書類	① 選任を必要とする理由書【記載例9】 ② 選任しようとする者の知識、技能に関する説明書【記載例10】 ③ みなし設置者の場合は、委託契約書の写し【記載例7】 ④ 社員であることを証明する書類 ⑤ 選任しようとする者の技能・資格を証明する書類の写し (免状、資格証、卒業証明書並びに単位取得証明書等)
届出又は申請の時期	選任しようとする前
条件	通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の2.（1）許可基準を満足すること

（主任技術者制度の解釈及び運用（内規）平成29年8月24日改正 抜粋）

（省略）

1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。

（1）（省略）

①（省略）

②（省略）

（2）（1）②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が主任技術者の選任を行うことを認める。また、（1）の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、（1）中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。

なお、この取扱は、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書きの承認についても、同様とする。

2. 法第43条第2項の許可は、次の基準により行うものとする。

（1）電気主任技術者に係る法第43条第2項の許可は、その申請が次の①及び②の要件に適合し、かつ、電気工作物の工事、維持及び運用の保安上支障がないと認められる場合に限り、行うものとする。

① 電気主任技術者を選任しようとする事業場又は設備が次のいずれかに該当すること。

イ 次に掲げる設備又は事業場のみを直接統括する事業場

（イ）出力500キロワット未満の発電所（（ホ）に掲げるものを除く。）

（ロ）電圧10,000ボルト未満の変電所

みなし設置者の条件は選任の場合を参照。

※下線なお書きにより、みなし設置者の社員は委託契約を締結した事業場の許可主任技術者として選任することができる。

許可主任技術者として選任できる事業場の規模条件の一覧

※下線の直接統括する事業場とは工事現場等で使用する移動用電気工作物を直接管理する支店、営業所等とする。

- (ハ) 最大電力500キロワット未満の需要設備（(ホ)に掲げるものを除く。）
- (ニ) 電圧10,000ボルト未満の送電線路又は配電線路を管理する事業場
- (ホ) 非自航船用電気設備であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備
- ロ 次に掲げる設備又は事業場の設置の工事のための事業場
 - (イ) 出力500キロワット未満の発電所（(ホ)に掲げるものを除く。）
 - (ロ) 電圧10,000ボルト未満の変電所
 - (ハ) 最大電力500キロワット未満の需要設備（(ホ)に掲げるものを除く。）
 - (ニ) 電圧10,000ボルト未満の送電線路
 - (ホ) 非自航船用電気設備（非自航船に設置される電気工作物の総合体をいう。以下同じ。）であって出力1,000キロワット未満の発電所又は最大電力1,000キロワット未満の需要設備

許可主任技術者として選任できる事業場の規模条件の一覧の続き

② 電気主任技術者として選任しようとする者が、次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第7条第1項各号の科目を修めて卒業した者

ロ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条第1項に規定する第1種電気工事士（ハに掲げる者であって、同法第4条第3項第1号に該当する者として免状の交付を受けた者を除く。）

ハ 電気工事士法第6条に規定する第1種電気工事士試験に合格した者

ニ 旧電気工事技術者検定規則（昭和34年通商産業省告示第329号）による高圧電気工事技術者の検定に合格した者

ホ 公益事業局長又は通商産業局長の指定を受けた高圧試験に合格した者

ヘ その申請が最大電力100キロワット未満（非自航船用電気設備にあつては最大電力300キロワット未満）の需要設備又は電圧600ボルト以下の配電線路を管理する事業場のみを直接統括する事業場に係る場合は、イからホまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

(イ) 電気工事士法第3条第2項に規定する第2種電気工事士

(ロ) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれらと同等以上の教育施設の電気工学科以外の工学に関する学科において一般電気工学（実験を含む。）に関する科目を修めて卒業した者

ト イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者、又はヘに規定する場合にあつては、ヘ（イ）若しくは（ロ）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

許可主任技術者として選任できる資格条件の一覧

※イの下線の条件により、電気主任技術者免状交付申請に必要な単位の取得が条件となる。

※ヘの下線の条件により第2種電気工事士等は発電所には選任できない。

※トの下線の条件にある同等の知識及び技能として、（社）内燃力発電設備協会 自家用発電設備専門技術者及び可搬形発電設備専門技術者がある。

【記載例8】

様式第45 (第54条関係)

主任技術者選任許可申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒000-0000
 00県00市00町0-0
氏 名 000株式会社
 代表取締役 00 00 印

電気事業法第43条第2項の規定により次のとおり主任技術者の選任の許可を受けたいので申請します。

主任技術者を選任する事業場の名称及び所在地	<p>(需要設備の場合) 000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0</p> <p>(移動用電気工作物の場合) 00建設株式会社00営業所が統括する工事現場(香川県一円) 〒 - 00県00市00町0-0(営業所の住所)</p>
選任する主任技術者	氏名及び生年月日 00 00 00年00月00日
	住 所 00県00市00町0-0
主任技術者の監督に係る電気工作物の概要	<p>設備容量 KVA</p> <p>最大電力 kW</p> <p>受電電圧 V</p>

最大電力は、契約電力を記入する。
発電所、非常用予備発電設備がある場合には、出力及び電圧を記入する。

【記載例9】

選任を必要とする理由書

【例1：需要設備、太陽電池発電所】

当事業場は受電（連系）電圧〇V、最大電力（出力）〇kWの製造工場（太陽電池発電所）です。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむなく〇〇に電気工作物の工事、維持及び運用の監督を行わせざるを得ない事情にあります。とくに主任技術者の職務遂行にあたっては、保安規程を遵守し電気設備の保安の確保に留意します。

【例2：移動用電気工作物】

当社（〇〇営業所）は〇〇一円（〇〇県）で一般土木工事を行っており、工事現場において必要の都度、リース業者より工事用発電設備を借用し使用しています。また、工事現場で使用する発電設備及び需要設備は500kW未満です。このような規模の小さな事業場であり、工事期間も比較的短期間であることから、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむなく〇〇に電気工作物の工事、維持及び運用の監督を行わせざるを得ない事情にあります。とくに主任技術者の職務遂行にあたっては、保安規程を遵守し電気設備の保安の確保に留意します。

【記載例10】

選任しようとする者の電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する

知識及び技能に関する説明書

【例1 需要設備の場合】

〇〇 〇〇は、〇〇株式会社〇〇工場において、平成〇年〇月まで受電電力〇〇kWの需要設備について、主任技術者の指導を受けて現場従業員として電気工作物の運転・操作及び巡視・点検などの業務を行った。

平成〇年第1種電気工事士試験に合格（第〇〇号）し、〇〇株式会社〇〇工場において平成〇年〇月～平成〇年〇月まで〇〇kWの需要設備の設置工事を現場責任者として行い、引き続き同設備の保安業務を担当している。

【例2 移動用電気工作物の場合】

今回選任しようとしている〇〇 〇〇は、下記の経歴のとおり、当社に平成〇年〇月に入社し、建設工事現場において工事用発電設備の設置・運転・操作及び巡視・点検等の指導・監督を行っています。

また、本人は〇〇の資格を有しております。（「〇〇証」の写しを添付）

期 間	経歴名称	内 容
〇年〇月	最終学歴	〇〇大学〇〇工学科卒業
〇年〇月 ～〇年〇月	〇〇マンション建設工事	〇〇配属となり、建設工事現場における現場作業員として、工事用発電設備の設置、運転、操作及び巡視・点検を行った。
〇年〇月 ～〇年〇月	〇〇工場建設工事	〇〇配属となり、建設工事現場における現場作業員として、工事用発電設備の設置、運転、操作及び巡視・点検を行った。
〇年〇月	資格取得	〇〇試験に合格する。

現在までの現場件数：〇〇件

(3) 既に選任している者を兼任させる場合

A 社内の主任技術者を兼任させる場合

既に選任している主任技術者であっても、最大電力2000kW未満かつ6事業場までであれば、同一設置者（みなし設置者を含む）が設置する他の事業場の主任技術者に産業保安監督部長の承認を受けて兼任させることができます。

届出又は申請書の様式	主任技術者兼任承認申請書【記載例11（様式第44）】
添付書類	① 兼任を必要とする理由書【記載例12】 ② 主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】 ③ みなし設置者の場合は、委託契約書の写し【記載例7】
届出又は申請の時期	兼任させようとする前
条件	① 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」6.（1）①、②、③、④、⑤の基準を満足すること。 ② 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」1.（2）の基準を満足すること。

B 関連会社の主任技術者を兼任させる場合

関連会社が既に選任している主任技術者であっても、最大電力2000kW未満かつ6事業場までであれば、関連会社が設置する他の事業場の主任技術者に産業保安監督部長の承認を受けて兼任させることができます。

届出又は申請書の様式	主任技術者兼任承認申請書【記載例11（様式第44）】
添付書類	① 兼任を必要とする理由書（関係会社から兼任させる理由書）【記載例12】 ② 主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】 ② 社員であることを証明する書類 ③ 主任技術者が所属する会社の承諾書【記載例6】
届出又は申請の時期	兼任させようとする前
条件	① 関連会社が、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）①、②、③、④、⑤の基準を満足すること。 ② 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」1.（2）の基準を満足すること。

C 派遣労働者又は設備管理会社（ビルメンテナンス会社）等から選任されている主任技術者を兼任させる場合

設置者が既に選任している派遣労働者又は既に選任している設備管理会社の社員であっても、最大電力2000kW未満かつ6事業場までであれば、派遣労働者又は設備管理会社の社員を同一設置者が設置する他の事業場の主任技術者に産業保安監督部長の承認を受けて兼任させることができます。

届出又は申請書の様式	主任技術者兼任承認申請書【記載例11（様式第44）】
添付書類	① 兼任を必要とする理由書（関係会社から兼任させる理由書）【記載例12】 ② 主任技術者の執務に関する説明書【記載例4】 ③ 社員であることを証明する書類 ④ 労働者派遣契約書又は設備保守管理契約書の写し【記載例7】
届出又は申請の時期	兼任させようとする前
条件	① 派遣労働者の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1）①、設備管理会社の社員の場合は、通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の1.（1）②の基準を満足すること。 ② 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）①、②、③、④、⑤の基準を満足すること。

D 同一敷地内に設置されている別会社の主任技術者を兼任させる場合

同一敷地内に設置者の異なる自家用事業場が複数設置されている場合（工場の屋上に設置された屋根貸し太陽電池発電所等）であっても、最大電力2000kW未満かつ6事業場までであれば、産業保安監督部長の承認を受けて兼任させることができます。

届出又は申請書の様式	主任技術者兼任承認申請書【記載例11（様式第44）】
添付書類	① 兼任を必要とする理由書（他社から兼任させる理由書）【記載例12】 ② 主任技術者の執務に関する説明書【記載例5】 ③ 社員であることを証明する書類 ④ 主任技術者免状の写し ⑤ 設備保守管理契約書の写し【記載例NO.4委託契約書（共通3）（39ページ）】
届出又は申請の時期	兼任させようとする前
条件	① 通達「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の6.（1）①、②、③、④、⑤の基準を満足すること。

共通 兼任承認後の前任者の解任届

兼任の場合は、主任技術者業務に空白期間が生じないように、人事異動等で主任技術者が異動する前に兼任承認申請を行い、承認を得てから前任者の解任手続きを行って下さい。時間的制約で前述の手順が踏めない場合には、前任の主任技術者が解任された後は、保安規程に定めている主任技術者不在時の措置を適用し、主任技術者の代行者として主任技術者業務を行っていることとなります。

（主任技術者制度の解釈及び運用（内規）平成29年8月24日改正 抜粋）

（省略）

1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。

（1）（省略）

① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6. に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）。ただし、同法第26条に基づく労働者派遣契約において次のイからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

イ 設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

ロ 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

ハ 主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に履行すること。

② 設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者（以下「受託者」という。）又はその役員若しくは従業員であつて、選任する事業場に常時勤務する者（規則第52条第4項ただし書の承認において、この内規6. に従って兼任を承認される場合は、いずれかの事業場に常時勤務する者。）

ただし、当該委託契約において、（1）①イからハまでに掲げる事項がすべて約されている場合に限る。

Cにより兼任させる場合の条件

※下線は、同一設置者の自家用事業場のいずれかに常駐していることを示す。

（みなし設置者の条件は選任または兼任の場合を参照。）

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする事業場若しくは設備の最大電力が2,000キロワット以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 兼任させようとする事業場又は設備が電圧7,000ボルト以下で連系等をするものであること。

② 兼任させようとする者が兼任する事業場（この①において「申請事業場」という。）が次のいずれかに該当すること。

イ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の事業場

ロ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者の親会社又は子会社である者の事業場

ハ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場の事業用電気工作物を設置する者と同一の親会社の子会社である者の事業場

ニ 兼任させようとする者が常時勤務する事業場又は既に兼任している事業場（このニにおいて「原事業場」という。）と同一敷地内にある事業場であって、当該申請事業場の事業用電気工作物の設置者及び当該原事業場の事業用電気工作物の設置者（このニにおいて「両設置者」という。）が次の(イ)から(ハ)までを満たす場合に係るもの

(イ) 両設置者間において締結されている1. (1) ①又は②の契約等において、規則第53条第2項第5号に規定された事項（点検頻度に関するものを除く。）に準じた事項が定められていること。

(ロ) (イ)に定める事項を、当該申請事業場及び当該原事業場に勤務する従業員その他の関係者に対し周知していること。

(ハ) 保安規程において、(イ)に定める協定を遵守する旨を定めていること。

③ 兼任させようとする者が、第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けていること。

④ 兼任させようとする者の執務の状況が次に適合すること。

イ 兼任させようとする事業場又は設備は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

ロ 点検は、規則第53条第2項第5号の頻度に準じて行うこと。

⑤ 電気主任技術者が常時勤務しない事業場の場合は、電気工作物の工事、維持及び運用のために必要な事項を電気主任技術者に連絡する責任者が選任されていること。

(以下省略)

※下線は兼任事業場の共通条件で、設備規模設備規模2000kW未満、兼任数は選任事業所を含め6カ所までを規定

【B】により兼任する場合で、関連会社の条件。原則として役員又は資本出資が過半数

【D】により兼任する場合の条件
屋根貸し太陽電池発電所等、同一敷地内に設置者が異なる自家用事業場がある場合を想定

兼任する場合の共通条件。※下線の点検頻度は保安管理業務外部委託に係る要件（告示）第4条を参照のこと。

【記載例11】

様式第44（第53条の2関係）

主任技術者兼任承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所 〒000-0000
 00県00市00町0-0
氏 名 000株式会社
 代表取締役 00 00

印

電気事業法施行規則第52条第4項ただし書きの規定により次のとおり主任技術者の兼任の承認を受けたいので申請します。

兼任させようとする主任技術者	氏名及び生年月日	00 00 00年00月00日
	住 所	〒 - 00県00市00町0-0
	主任技術者免状の種類及び番号	第0種 第00-0000号
選任しようとする事業所の名称及び所在地	000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0	
既に選任されている事業場	名称及び所在地	000株式会社00工場 〒 - 00県00市00町0-0
	選任された期日	00年00月00日

選任されている事業場が複数ある場合はすべて記入する。

兼任を必要とする理由書

【例1 兼任する事業場の設置者が同一の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWで〇〇を主製品とした製造工場です。このような事業規模であるため、電気主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず当社〇〇工場（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例2 兼任する事業場の設置者が資本系列関係にある他社の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWで〇〇を主製品とした製造工場です。このような事業規模であるため、主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず関連会社（資本出資〇〇%、役員への派遣〇〇%）である〇〇株式会社〇〇工場（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例3 設備管理会社の社員の場合】

当事業場は受電電圧〇V、最大電力〇kWのショッピングセンターです。当事業場の電気工作物を含む設備管理は株式会社〇〇と総合管理契約を締結しておりますが、電気主任技術者免状を有する者の配置が困難で、やむを得ず当社〇〇ショッピングセンター（受電電圧〇V、最大電力〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

【例4 同一敷地内に設置されている別会社の主任技術者を兼任させる場合】

当事業場は連系電圧〇V、最大出力〇kWの太陽電池発電所です。このような設備規模であり、かつ無人発電所でもあるため、主任技術者免状を有する者の採用が困難で、やむを得ず同一敷地内にある〇〇株式会社〇〇工場の（受電電圧〇V、最大電力〇〇kW）の電気主任技術者で、電気保安に関し経験の深い〇〇〇〇にこれを兼任させることとしたい。

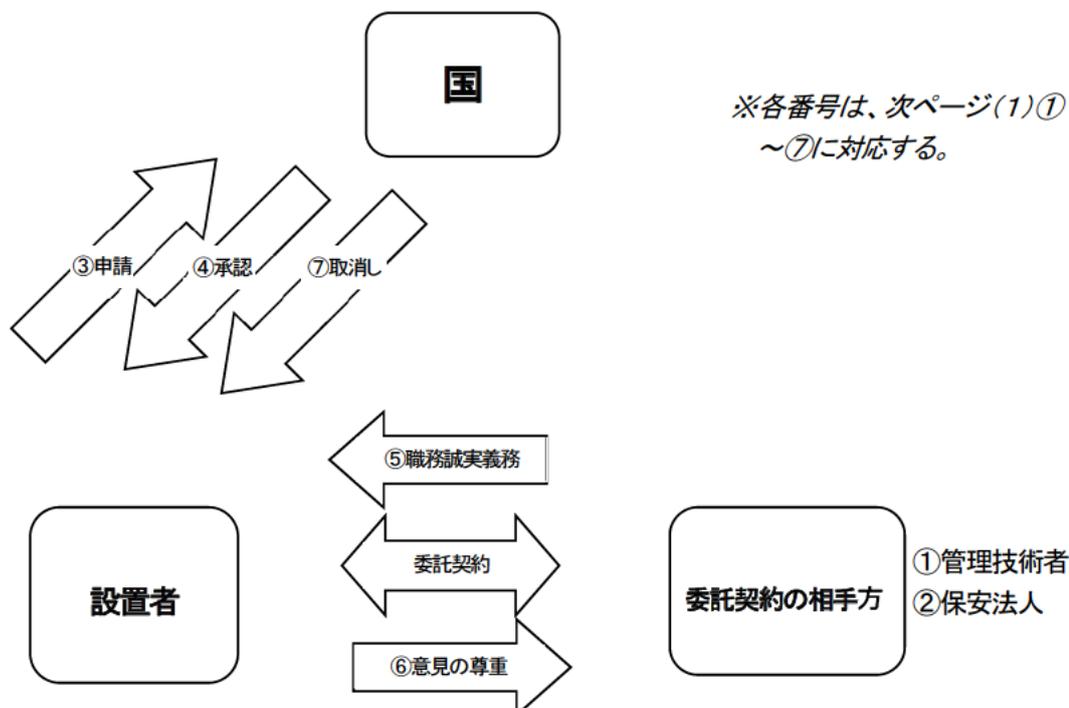
(4) 保安管理業務を外部に委託する場合

規則第52条第2項の規定により、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下、「保安管理業務」という。）の委託契約を、一定の要件に該当する者（管理技術者、保安法人）と締結しているものであって、保安上支障がないものとして産業保安監督部長の承認を受けた場合には、電気主任技術者を選任しないことができます。

（規則 第52条第2項 抜粋）

次の各号のいずれかに掲げる自家用電気工作物に係る当該各号に定める事業場のうち、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）を委託する契約（以下「委託契約」という。）が次条に規定する要件に該当する者と締結されているものであって、保安上支障がないものとして経済産業大臣（事業場が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その所在地を管轄する産業保安監督部長。第五十三条第一項、第二項及び第五項において同じ。）の承認を受けたもの並びに発電所、変電所及び送電線路以外の自家用電気工作物であって鉱山保安法が適用されるもののみに係る前項の表第三号又は第六号の事業場については、同項の規定にかかわらず、電気主任技術者を選任しないことができる。

- 一 出力二千キロワット未満の発電所（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所に限る。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第一号、第二号又は第六号の事業場
- 二 出力千キロワット未満の発電所（前号に掲げるものを除く。）であって電圧七千ボルト以下で連系等をするもの 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 三 電圧七千ボルト以下で受電する需要設備 前項の表第三号又は第六号の事業場
- 四 電圧六百ボルト以下の配電線路 当該配電線路を管理する事業場



4-1 外部委託承認申請制度

① 管理技術者の要件（規則第52条の2第1号）

委託契約の相手方である管理技術者が満たすべき要件は、規則、告示、審査基準で定められています。

<p>(規則 第52条の2第1号)</p> <p>前条第二項の要件は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 個人事業者（事業を行う個人をいう。）</p> <p>イ 電気主任技術者免状の交付を受けていること。</p> <p>ロ 別に告示する要件に該当していること。</p>	<p>告示（要件）</p> <p>第一条 電気事業法施行規則（以下「規則」という。）第五十二条の二第一号ロの要件は、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する実務に従事した期間（電気主任技術者免状又はダム水路主任技術者免状の交付を受けた日前における期間については、その二分之一に相当する期間）が、通算して、次に掲げる期間以上であることとする。</p> <p>一 第一種電気主任技術者免状の交付を受けている者 <u>三年</u></p> <p>二 第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者 <u>四年</u></p> <p>三 第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者 <u>五年</u></p>
<p>ハ 別に告示する機械器具を有していること。</p> <p>ニ 保安管理業務を実施する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。</p>	<p>告示（機械器具）</p> <p>第二条 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうち電気管理技術者及び電気保安法人に関するものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあつては当該機械器具を、委託契約の相手方が太陽電池発電所、燃料電池発電所、需要設備又は配電線路を管理する事業場の保安管理業務のみを実施する場合にあつては第七号から第九号までに掲げる機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあつては第十号及び第十一号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。</p> <p>一 絶縁抵抗計 二 電流計 三 電圧計 四 低圧検電器 五 高圧検電器 六 接地抵抗計 七 騒音計 八 振動計 九 回転計 十 継電器試験装置 十一 絶縁耐力試験装置</p>
<p>ホ 保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	<p>告示（換算係数）</p>
<p>審査基準（個人事業者の兼業等）</p> <p>4. (1)</p> <p>規則第52条の2第1号ホについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他の職業を有している場合には審査に当たり特に慎重を期することとする。</p>	<p>第三条 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの算定方法は、委託契約の相手方が保安管理業務を実施する事業場（委託契約の相手方が法人の場合にあつては、保安業務担当者が担当する事業場）に係るそれぞれの自家用電気工作物を管理する事業場に応じて次表に掲げる換算係数を乗じて得た値（以下この項において「換算値」という。）を合計するものとする。ただし、設備容量が六十四キロボルトアンペア未満の需要設備（非常用予備発電装置を設置するものを除く。以下「小規模高圧需要設備」という。）については、当該合計した値から十以内の事業場に係る換算値を除くものとする。</p>
<p>へ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から二年を経過しないものでないこと。</p> <p>本人からの宣誓書で確認</p>	<p>2 次の表の上に掲げる事業場の換算係数は前項の表当該事業場の項の規程にかかわらず、同項に定める換算係数に、当該事業場ごとにそれぞれ次の表の下欄に掲げる値を乗じた値とする。</p> <p>3 規則第五十二条の二第一号ニ及び第二号ハの別に告示する値は<u>三十三</u>とする。</p>

②保安法人の要件（第52条の2第2号）

委託契約の相手方である保安法人の満たすべき要件は、管理技術者と同様に、規則、告示、審査基準で定められています。

<p>(規則 第52条の2第2号)</p> <p>二 法人</p> <p>イ 前条第二項の承認の申請に係る事業場（以下「申請事業場」という。）の保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）が前号イ及びロの要件に該当していること。</p> <p>ロ 別に告示する機械器具を有していること。</p> <p>ハ 保安業務従事者であって申請事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）ごとに、担当する事業場の種類及び規模に応じて別に告示する算定方法で算定した値が別に告示する値未満であること。</p> <p>ニ 保安管理業務を遂行するための体制が、保安管理業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>ホ 次条第五項の規定により取り消された承認に係る委託契約の相手方で、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。ただし、その取消しにつき、委託契約の相手方の責めに帰することができないときは、この限りでない。</p> <p>ヘ 次条第五項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であって、その取消の日から二年を経過しないものを保安管理業務に従事させていないこと。</p>	<p>個人事業者と同じ（イ、ロ、ハ）</p>	<p>審査基準（法人のマネジメントシステム）</p> <p>4. (2) 規則第52条の2第2号ニについては、<u>保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認に当たっては、次の項目が全て満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。</u></p> <p>① 保安業務従事者は規則第52条第2項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人（以下「法人」という。）の役員又は従業員であること。</p> <p>② 法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。</p> <p>③ 保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと。</p> <p>④ 保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる要件に全てに該当すること。</p> <p>イ 保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの確に行われる体制となっていること。</p> <p>ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。</p> <p>ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、経済産業省告示（平成15年経済産業省告示第249号）第3条第2項の値（以下「告示の値」という。）を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。</p> <p>ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。</p>
<p>法人からの宣誓書で確認</p>		

③外部委託承認申請（規則第53条第1項）

外部委託承認を受けようとする者は、次の書類を産業保安監督部長に提出しなければなりません。

- イ. 保安管理業務外部委託承認申請書
 - ロ. 委託契約の相手方の執務に関する説明書
 - ハ. 委託契約書の写し
- 二. 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類

(規則 第53条第1項)

第五十二条第二項の承認を受けようとする者は、様式第四十三の保安管理業務外部委託承認申請書に次の書類を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 委託契約の相手方の執務に関する説明書
- 二 委託契約書の写し
- 三 委託契約の相手方が前条の要件に該当することを証する書類

④外部委託承認の条件（規則第53条第2項）

外部委託承認の条件は、規則第53条第2項に規定されていますが、より具体的な内容は、告示・審査基準に規定されています。

(規則 第53条第2項)

経済産業大臣は、第五十二条第二項の承認の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

- 一 委託契約の相手方が前条の要件に該当していること。
- 二 委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者である場合は、保安業務担当者が定められていること。
- 三 委託契約は、保安管理業務を委託することのみを内容とする契約であること。
- 四 申請事業場の電気工作物が、第四十八条第一項各号に掲げる場所に設置する電気工作物でないこと。

審査基準（法人の保安業務担当者等の明確化）

4. (3) 規則第53条第2項第2号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨が記載されており、かつ、保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

契約書により確認

火薬類取締法の火薬類製造事業場、鉱山保安法施行規則の石炭坑など

五 申請事業場の電気工作物の点検を、別に告示する頻度で行うこと並びに災害、事故その他非常の場合における当該事業場の電気工作物を設置する者（以下「設置者」という。）と委託契約の相手方（委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者を含む。）との連絡その他電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること。

告示第4条参照

審査基準（委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等）

4. (5) 規則第53条第2項第5号の「事業用電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次の①から⑥までに掲げる事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる基本原則の全てに従って行うこと。

イ 電気管理技術者が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。ただし、次に掲げる自家用電気工作物であつて、電気管理技術者等の監督の下で点検が行われ、かつ、その記録が電気管理技術者等により確認されているものに係る保安管理業務については、この限りでない。

(イ) 設備の特殊であるため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のいずれかに該当する自家用電気工作物）

(a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要する機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）

(ロ) 設置場所の特殊性のため、電気管理技術者等が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

(a) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

(b) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

(d) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

(ハ) 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

(ニ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された電気管理技術者等であることを確認する。このため、電気管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際、その身分を示す証明書により、自らが委託契約書に記された電気管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果について電気管理技術者等から報告を受け、その記録（当該業務を実施した電気管理技術者等の氏名を含む。）を確認及び保存する。

ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下単に「工事期間中」という。）の点検、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下本項において同じ。）を行う。

ホ 電気管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検又は年次点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

イ 外観点検を、(イ)に掲げる項目について、(ロ)に掲げる設備等を対象として行う。

(イ) 点検項目

- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (b) 電線と他物との離隔距離の適否
- (c) 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (d) 接地線等の保安装置の取付け状態

(ロ) 対象設備等

- (a) 引込設備（区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等）
- (b) 受電設備（断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等）
- (c) 受・配電盤
- (d) 接地工事（接地線、保護管等）
- (e) 構造物（受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等）・配電設備
- (f) 発電設備（原動機、発電機、始動装置等）
- (g) 蓄電池設備
- (h) 負荷設備（配線、配線器具、低圧機器等）

ロ 次の(イ)及び(ロ)までに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

(イ) 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

※下線の信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（平成25年9月27日付け20130920商局第1号）4.（4）③イ括弧書きにおける停電点検の延伸に係る要件の明確化について（平成25年9月経済産業省商務流通保安グループ電力安全課）」により、明確化されている。

(ロ) 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

ハ 上記②イ及びロの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、電気管理技術者等としての観点から点検を行う。

③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。(ただし、信頼性が高く、かつ、下記③ロの各号と同等と認められる点検が1年に1回以上行われている機器については、停電により設備を停止状態にして行う点検を3年に1回以上とすることができる。)

ロ 次に掲げる全ての項目の確認その他必要に応じた測定又は試験を行う。

(イ) 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

(ロ) 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第17条に規定された値以下であること。

(ハ) 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

(ニ) 非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

(ホ) 蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

(ヘ) 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、PCB管理標準実施要領Ⅱ. 2. (1)に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

④ 工事期間中は、上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

⑤ 低圧電路の絶縁状況の適確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時(警報動作電流(設定の上限値は50ミリアンペアとする。))以上の漏えい電流が発生している旨の警報(以下「漏えい警報」という。)を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。)に、次のイ及びロに掲げる処置を行うこと。

イ 電気管理技術者等が、警報発生の原因を調査し、適切な措置を行う。

ロ 電気管理技術者等が、警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

⑥ 事故・故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、電気管理技術者等が、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。

ロ 電気管理技術者等が、事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

六 委託契約の相手方(委託契約の相手方が前条第二号の要件に該当する者の場合にあつては保安業務担当者)の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく到達し得る場所にあること。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、電気管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。
ニ 電気関係報告規則(昭和40年通商産業省令第54号)(以下「報告規則」という。)に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

審査基準(連絡責任者の選任)

4.(6)規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第2項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者(設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあつては2.(1)②イからホに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者)が選任されていることとする。

審査基準(事業場への到達時間)

4.(7)規則第53条第2項第6号中「遅滞なく到達」とは、2時間以内に到達することを要することとする。

⑤職務誠実義務（規則第53条第3項）

管理技術者及び保安法人並びに保安業務従事者は、職務を誠実に行わなければならない旨、規定されています。

なお、本項に違反した場合には、承認取消しの対象となっています。

（規則 第53条第3項）

次の各号に掲げる者は、その職務を誠実に行わなければならない。また、第二号又は第四号に掲げる者は、その保安業務従事者にその職務を誠実に行わせなければならない。

- 一 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「電気管理技術者」という。）
- 二 第五十二条第二項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「電気保安法人」という。）
- 三 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第一号の要件に該当する者（以下「ダム水路管理技術者」という。）
- 四 第五十二条第三項の承認に係る委託契約の相手方のうち前条第二号の要件に該当する者（以下「ダム水路保安法人」という。）
- 五 保安業務従事者

⑥設置者の義務（規則第53条第4項）

外部委託承認を受けた設置者は、事業場の保安を確保するに当たり、外部委託先の意見を尊重しなければならない旨、規定されています。

（電気事業法施行規則 第53条第4項）

第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者は、その承認に係る事業場の電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、その承認に係る委託契約の相手方の意見を尊重しなければならない。

⑦外部委託承認の取消しの条件（規則第53条第5項）

外部委託承認の取消しの条件が規定されています。

（規則 第53条第5項）

経済産業大臣は、第五十二条第二項又は第三項の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第二項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 二 電気管理技術者又は電気保安法人が、第五十二条第二項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。
- 三 ダム水路管理技術者又はダム水路保安法人が、第五十二条第三項の承認に係る委託契約によらないで保安管理業務を行ったとき。
- 四 電気管理技術者及び電気保安法人、ダム水路管理技術者及びダム水路保安法人並びに保安業務従事者が第三項の規定に違反したとき。
- 五 不正の手段により第五十二条第二項又は第三項の承認を受けたとき。

※ 設置者が主任技術者の意見具申にもかかわらず、継続して故意に点検（年次点検を含む。以下同じ。）等を実施しなかった場合は、保安規程遵守義務違反となります。これは、保安確保に支障を生じる恐れがあるため、承認の取り消しとなる場合があります。

また、管理技術者又は保安法人が怠慢により年次点検等を実施しなかった場合は、承認の取り消しのほか、職務誠実義務違反により、免状返納を命じられる場合もあります。

4-2 手続き

自家用電気工作物設置者は、委託先の電気管理技術者が省令等で規定されている要件を満足していることを確認し申請書を作成して下さい。申請は保安管理業務外部委託契約締結後となります。また、委託契約の相手方が管理技術者か保安法人かにより添付書類の様式が異なりますので下表を参考にしてください。

No.	書類名	提出時期	記載例	
			管理 技術者	保安 法人
1	保安管理業務外部委託承認申請書	申請毎	共通1	共通1
2	委託契約の相手方の執務に関する説明書	申請毎	個人1	法人1
3	委託契約の相手方が委託契約をしている事業場一覧表	申請毎	共通2	共通2
4	委託契約書（写し）	申請毎	共通3	共通3
5	設備条件確認書	申請毎 （隔月に1回以上又は3ヶ月に1回以上の点検頻度の場合のみ。小規模高圧需要設備の場合は添付不要。）	共通4	共通4
6	絶縁監視装置の設置に係る設備調査表	申請毎 （絶縁監視装置の設置に係る事業場のみ。）	共通5	共通5
7	絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書	申請毎 （絶縁監視装置の設置に係る事業場のみ。）	共通6	共通6
8	委託契約の相手方が要件に該当することを証する書類			
	・ 電気主任技術者免状の写し	最初の申請時	—	—
	・ 実務経歴証明書	最初の申請時	共通7	共通7
	・ 他に職業を有していないことの説明書	最初の申請時	個人2	法人2
	・ 機械器具保有状況届出書 （試験装置貸し出し承諾書等を含む）	最初の申請時	個人3	法人3
9 （法人のみ）	・ 宣誓書の写し	申請毎	個人4	法人4
	・ 雇用証明書	最初の申請時	/	法人5
	・ 電気保安法人が保安管理業務を遂行するための体制（マネジメントシステム）が必要な要件を満たしていることを証する書類	最初の申請時		法人6

4-3 記載例

【NO. 1 保安管理業務外部委託承認申請書（共通1）】

様式第43（第53条関係）

保安管理業務外部委託承認申請書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

設置者の郵便番号、住所を記入する。

住所 〒000-0000
00県00市00町0-0

氏名 000株式会社
代表取締役 00 00

法人は代表取締役名等、団体は理事長名等で申請する。個人の場合は、氏名だけを記入する。

印

印鑑は代表者印等を押印する。

電気事業法施行規則第52条第2項又は第3項の規定により承認を受けたいので申請

主任技術者を選任しない事業場	名称及び所在地	000株式会社 00工場 〒000-0000 00県00市00町0-0
	電気工作物の概要	設備容量 最大電力 受電電圧 発電出力 受変電設備容量 連系電圧
委託契約の相手方	氏名及び生年月日 (保安法人の場合は名称)	(個人)0000 昭和0年0月0日生 (法人)0000株式会社
	住所	〒000-0000 00県00市00町0-0
	主任技術者免状の種類及び番号	第0種 第00-00000号
委託契約を締結した年月日		00年0月0日

最大電力は、契約電力を記入する。
発電所、非常用予備発電設備がある場合には、出力及び電圧を記入する。

委託契約の相手方が法人の場合は省略する。

【NO. 2 委託契約の相手方の執務に関する説明書（個人1）】

委託契約の相手方の執務に関する説明書

1. 委託契約の相手方の事務所の所在地

現住所と同じであれば、「現住所と同じ」と記入する。

所在地 ○○県○○市○○町○—○

2. 委託契約の相手方の事務所から当該事業場までの距離、所用時間及び交通機関

距離（道程） ○○ km

到達時間 ○○分

交通機関 自動車

到達時間は、法定速度をもとに算出する。
高速道路を利用する場合には、その旨記入する。
到達時間は原則2時間以内

3. 委託契約の相手方の当該事業場における執務回数

告示に基づく執務回数を記入する。

月 回 以上

需要設備の設置、改造等の工事期間中にあつては毎週1回以上

工事期間中の執務回数についても告示に定められています。

4. 連絡責任者の役職名及び氏名

役職名

氏名 ○○ ○○

連絡責任者は事業場に常駐する者から選任する。また、役職は、「代表取締役、工場長、店長」等を記入する。

5. 事故その他緊急時における連絡方法

委託契約の相手方の事務所に電話をもって連絡します。

（電話番号 ○○○—○○○—○○○○、携帯 ○○○—○○○○—○○○○）

【NO. 2 委託契約の相手方の執務に関する説明書（法人1）】

委託契約の相手方の執務に関する説明書

1. 委託契約の相手方の法人名及び業務実施機関名並びに住所

法人名 ○○○株式会社
 実施機関 ○○事業所
 住所 ○○県○○市○○町○—○

事業所、営業所等を記入する。

2. 業務実施機関から当該事業場までの距離、所用時間及び交通機関

距離（道程） ○○ km
 到達時間 ○○分
 交通機関 自動車

到達時間は、法定速度をもとに算出する。
 高速道路を利用する場合には、その旨記入する。
 到達時間は原則2時間以内

3. 委託契約の相手方の当該事業場における執務回数

月 回
 需要設備の設置、改造等の工事期間中にあつては毎週1回以上

告示に基づく執務回数を記入する。

工事期間中の執務回数についても告示に定められています。

4. 連絡責任者の役職名及び氏名

役職名 氏名 ○○ ○○

連絡責任者は事業場に常駐する者から選任する。また、役職は、「代表取締役、工場長、店長」等を記入する。

5. 事故その他緊急時における連絡方法

委託契約の相手方の事務所に電話をもって連絡します。
 （電話番号 ○○○-○○○-○○○○、携帯 ○○○-○○○○-○○○○）

6. 保安業務担当者

保安業務担当者名	○○ ○○
生年月日	○○年○○月○○日
電気主任技術者免状の種類及び番号	第○種 第○○-○○○○○号

【NO. 3 委託契約の相手方の執務に関する説明書（共通2）】

他に保安業務を受託している事業場一覧表

保安法人の場合には、保安業務担当者氏名を記入する。

電気管理技術者氏名

No.	設置者名	事業場名	所在地	設備容量 (kVA)	最大電力 (kW)	受電電圧 (V)	発電出力 (kW)		点検回数	換算係数	承認年月日	お客様番号	備考
							常用	非常用					
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

年 月 日

申請に係る委託契約時点での契約事業場(承認申請準備中を含む)

電力会社の契約番号を記入

P

計 件 点

総合計 件 点

総ページ数を記入する。

総合計は、最終ページに記入する。3
3点を超過しないこと



波線内は必須項目

自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書

〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇(以下「甲」といいます。)と 〇〇 〇〇(以下「乙」といいます。)とは、甲の保安規程に基づき、甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」といいます。）の委託について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約対象電気工作物の概要）

契約対象電気工作物の概要は次のとおりとします。

規則第52条第2項

- (1) 事業場の名称 〇〇〇株式会社 〇〇工場
- (2) 事業場の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇ー〇
- (3) 需要設備（※太陽電池発電所の場合は連系のための受変電設備と読み替える）
設備容量 〇〇〇キロボルトアンペア
受電電力 〇〇〇キロワット
受電電圧 〇〇〇ボルト
- (4) 非常用予備発電装置（※常用発電設備がある場合は発電設備と読み替える）
発電機定格容量 〇〇〇キロボルトアンペア
発電機定格出力 〇〇〇キロワット
発電機定格電圧 〇〇〇ボルト
原動機の種類 〇〇〇

発電所の記載例

(5) 発電設備

発電所定格出力 100 kW（パワコン容量）

連系電圧 6.6 kV

原動機の種類 太陽電池

第2条（保安管理業務の内容）

1 乙が実施する保安管理業務は、次項を除き次の各号によるものとします。

- (1) 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。
- (2) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは四国電力株式会社等より通知を受けたときは、事故原因を探し、応急措置を助言し、再発防止につきとるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの助言を行うこと。
- (3) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。
- (4) 前条に掲げる電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (5) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。
- (6) 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて、工事中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告すること。

2 前項の乙に委託する保安管理業務のうち、次の各号のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとします。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととします。このほか、乙は該当電気工作物の保安について、甲に対し助言ができるものとします。

- (1) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する漏電火災警報器、昇降機及び昇降路内の設備等
- (2) 取扱いが特殊な専門技術を要するオートメーション化された工作機械群等
- (3) 点検時現場に設置されていない移動用機器等
- (4) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器等
- (5) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸欠箇所等に設置された機器等
- (6) 高所又は点検できない隠蔽場所に設置された配線及び機器等
- (7) 業務上の都合等甲の事由で、乙が立ち入りできない場所に設置された機器等

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、甲が確認を行うものとします。

第3条 (点検の頻度と監視装置)

規則第53条第2項第5号

1 第2条第1項に定める乙が実施する保安管理業務の点検の頻度は次のとおりとします。

- (1) 月次点検 月 回 以上
- (2) 年次点検 年 回
- (3) 臨時点検 必要の都度
- (4) 工事期間中 毎週1回以上

例) 毎月1回 以上
隔月 1回以上
三ヶ月に1回以上

2 第2条第1項に定める甲の通知を受けて行う工事中の点検の頻度は毎週1回とします。

3 甲の自家用電気工作物の保安管理業務を行うにあたり、乙が設置する装置は次のとおりとします。

監視装置 (絶縁監視装置)

監視装置がない場合は削除

4 監視装置 (絶縁監視装置) は、常に正常に稼働するように乙の責任の下にメンテナンスを行います。

第4条 (委託手数料)

1 第2条第1項各号に掲げる業務に対する手数料は、次のとおりとします。

ただし、第2条第1項各号に定める業務を平日の乙の執務時間以外に実施する場合の手料は、別に乙の定める規程によりその都度算定します。

月額手数料 _____ 円

2 前項以外の手料は、乙の別に定める規程によりその都度算定します。

第5条 (連絡責任者等)

規則第53条第2項第5号

内規4. (6)

1 甲は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して乙と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

2 甲は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとします。

- 3 甲は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとします。
- 4 甲は、原則として連絡責任者又はその代務者を、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとします。
- 5 甲は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとします。

第6条 (甲及び乙の義務)

規則第53条第4項

- 1 甲は、乙が保安管理業務の実施にあたり、乙が報告、助言した事項又は乙と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとします。
- 2 乙は、保安管理業務を誠実にを行うものとします。

規則第53条第3項

【管理技術者の場合】

第7条 (電気管理技術者の資格等)

内規4.(5)

- 1 甲は、乙と委託契約を締結する際に面接等を行い本人確認を行うものとします。
- 2 甲は、乙が点検等を実施する際に乙が提示する身分証明書により本人であることを確認するものとします。

第8条 (点検の報告及び記録の保存)

- 1 甲は、乙が行う点検等の終了時に乙から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録を○年間保存しなければなりません。

【保安法人の場合】

第7条 (保安業務担当者の資格等)

内規4.(3)(5)

- 1 乙は、第1条に掲げる電気工作物の保安管理業務を担当する者(以下「保安業務担当者」といいます。)には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとします。
- 2 甲は、乙の保安業務担当者が点検を行う際に、保安業務担当者が提示する身分証明書により本人であることを確認するものとします。
- 3 乙は、前各項で定める保安業務担当者の氏名、生年月日、主任技術者免状の種類及び番号を、乙の事務所への連絡方法とともに、書面をもって甲にお知らせするとともに、甲は面接等により本人の確認を行うこととします。なお、保安業務担当者の変更を行う必要が生じた場合にあっても同様とします。

第8条 (点検の報告及び記録の保存)

- 1 甲は、乙の保安業務担当者が行う点検等の終了時に乙の保安業務担当者から報告を受けるとともに、実施者及び点検結果等に係る記録を○年間保存しなければならない。

第9条 (甲及び乙の協力)

- 1 次に掲げる場合は協議の上、乙は甲に協力するものとします。
 - (1) 電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合。
 - (2) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、工事を実施する場合、及び、工事が完成した場合に竣工検査を行う場合。
 - (3) 平常時及び事故その他異常時における電気工作物の運転操作、保安体制等について定める場合。
 - (4) 電力会社等との責任分界または需要設備構内を変更する場合。

- (5) 相続等により権利義務の承継があった場合。
- (6) 主務官庁が法令に基づく立入検査を受ける場合。
- (7) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し、保安に関する必要な事項を教育し、又は、演習訓練を行う場合。

第10条（甲及び乙の通知義務）

- 1 乙は甲に、乙への連絡方法、その他の必要事項を通知するものとします。
- 2 甲は乙に、電気事故その他の災害の発生状況及び電気の保安に関する組織変更等について通知するものとします。

第11条（損害賠償）

- 1 乙の故意または過失により甲に対して損害を与えた場合は、乙は損害賠償の責任を負うものとします。ただし、乙の責に帰することのできない事由によるときはこの限りではありません。

第12条（機密の保持）

- 1 乙は、業務上知り得た甲の機密を他に漏らさないものとします。

第13条（契約期間内の更改）

- 1 甲及び乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができるものとします。
 - (1) 設備容量が変更された場合
 - (2) 受電電圧が変更された場合
 - (3) 非常用予備発電装置の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (4) 常用発電所の発電機定格容量、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (5) 配電線路の互長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - (6) 甲が保安規程を変更する場合
 - (7) 乙が保安業務受託規程又は保安業務手数料細則等を変更する場合

第14条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができるものとします。
 - (1) 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
 - (2) 甲が手数料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、甲乙いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1カ月前迄にその旨文書により通知し、甲乙相互が合意したうえで解除できるものとします。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失うものとします。
 - (1) 廃止された場合
 - (2) 外部委託承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトをこえた場合

- (5) 発電所の出力が2,000kW以上（水力発電所、火力発電所、太陽電池発電所及び風力発電所以外の発電所については1,000kW以上）となったとき
- (6) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトをこえた場合

第15条（契約期間）

- 1 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。
ただし、この保安管理業務の委託契約の期間満了までに、甲乙いずれからも書面による申し出がない場合は、1年間契約を継続するものとし、以後もこの例によるものとします。

第16条（契約事項等の解釈）

- 1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲と乙は誠意をもって協議するものとします。

以上契約の証として、この契約書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有するものとします。

年 月 日

委託者（甲）

住 所

氏 名

印

受託者（乙）

住 所

氏 名

印

【NO. 5 設備条件確認書 (共通4)】

設備条件確認書

当事業場は、次の設備条件を満たしているため、委託契約の相手方が行う点検を○ヶ月に1回以上とします。

設備条件	設備容量	
	100kVA以下	100kVA超
1	適・否	適・否
構外にわたる高圧電線路がないもの	適・否	適・否
柱上に設置した高圧変圧器がないもの	適・否	適・否
高圧負荷開閉器(キュービクル内に設置するものを除く)に可燃性絶縁油を使用していないもの	適・否	適・否
保安上の責任分界点又はこれに近い箇所に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置されているもの	適・否	適・否
責任分界点から主遮断装置の間に電力需用計器用変成器、地絡保護継電器用変成器、受電電圧確認用変成器、主遮断器開閉状態表示変成器及び主遮断器操作用変成器以外の変成器がないもの	適・否	適・否
2	適・否	適・否
受電設備がキュービクル式であるもの(屋内に設置するものに限る。)	適・否	—
蓄電池設備又は非常用予備発電装置がないもの	適・否	—
引込施設に地絡保護継電器付高圧交流負荷開閉器又は地絡遮断器が設置してあるもの	適・否	—
3	—	適・否
低圧電路の絶縁状態の適確な監視が可能な装置を有するもの	—	適・否
メーカー名	—	—
製品名	—	—
型式	—	—
4	—	適・否
非常用照明設備、消防用設備、昇降機、その他非常用に使用する設備への電路以外の低圧電路に漏電遮断器が設置してあるもの	—	適・否
点検頻度	3ヶ月に1回	2ヶ月に1回

① 適・否のいずれかに○を付けて下さい。

② すべての項目を満たすこと。ただし、100kVA超過の設備については、3又は4の設備条件を満たすこと

【NO. 6 絶縁監視装置の設置に係る設備調査表 (共通5)】

絶縁監視装置の設置に係る設備調査表
(Io方式の絶縁監視装置)

条件	判定
(1) 変圧器の2次側において低圧電路の各種接地工事接地線を介して電路と大地間に流れる漏れ電流(Io)の変化を的確に検知すること。この場合において検知する箇所は原則として変圧器のバンク毎とする。なお、装置の対象電路は、絶縁不良が無い定常状態においてのIoが十分小さいこと。 電灯 mA、動力 mA、電灯・動力 mA ※測定値が基準を満たさない場合は毎月点検とする。	適・否
(2) 漏れ電流が50mA以上に達した時、警報を発するものであること。	適・否
(3) 警報値に対する装置の許容誤差は、±10%以内であること。	適・否
(4) 警報が出た場合は、その警報を当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方に自動的に伝送し、かつ記録するものであること。 300kVA以下の場合は、次のア及びイの条件でも可とする。 ア. 連絡する責任者が常駐する場所に(2)の警報を自動的に通報する装置を有していること。 イ. 連絡する責任者は、電話等により迅速に保安業務の委託契約の相手方に通報できる手段を有していること。	適・否
(5) Io方式の絶縁監視装置から警報が出た場合における、当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方の対応は、次より行うこと。 ア. 警報が出たときは、電気工作物の連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめるとともに、必要に応じて速やかに当該電気工作物の点検を行うこと。 イ. (4)のイ.の場合であって、連絡する責任者から通報を受けた時の委託契約の相手方の対応は、(5)ア.に準じて行うものとする。	適・否
(6) 絶縁監視装置の点検は、設定値の確認及び警報による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び設置者側からの警報を委託契約の相手方に自動伝送する場合の伝送試験を毎年1回以上行うこと。 年 回	適・否

絶縁監視装置の設置に係る設備調査表
(Igr方式の絶縁監視装置)

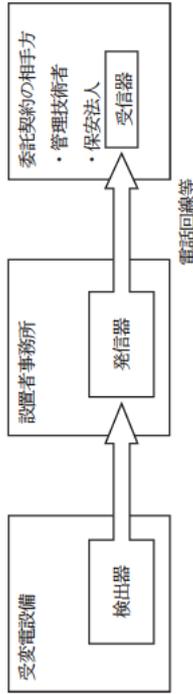
条 件	判定
(1) 商用周波数と異なる周波数の交流電圧を低圧電路のB種接地工事の接地線を介して加え、電路と大地間に流れる漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分 (Igr) のみを分離して計測する等、低圧電路の漏れ電流のうちから対地絶縁抵抗に起因する電流成分の変化を的確に検知するものであること。 電灯 mA、動力 mA、電灯・動力 mA	適 ・ 否
(2) 対地絶縁抵抗に起因する電流成分が50mA以上に達した時、警報を発するものであること。	適 ・ 否
(3) 警報値に対する装置の許容誤差は、±10%以内であること。	適 ・ 否
(4) 警報が出た場合は、その警報を当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方に自動的に伝送し、かつ記録するものであること。 300kVA以下の場合、次のア及びイの条件でも可とする。 ア. 連絡する責任者が常駐する場所に (2) の警報を自動適に通報する装置を有していること。 イ. 連絡する責任者は、電話等により迅速に保安業務の委託契約の相手方に通報できる手段を有していること。	適 ・ 否
(5) Igr方式の絶縁監視装置から警報が出た場合における、当該電気工作物の保安業務の委託契約の相手方の対応は、次により行うこと。 ア. 警報が出たときは電気工作物の連絡責任者に連絡し、当該電気工作物の状態を確かめると共に、必要に応じて速やかに当該電気工作物の点検を行うこと。 イ. (4) のイ. の場合であって、連絡する責任者から通報を受けた時の委託契約の相手方の対応は、(5) ア. に準じて行うものとする。	適 ・ 否
(6) 絶縁監視装置の点検は、設定値の確認及び導線類による検知動作の確認、設定値における誤差の確認及び設置者側からの警報を委託契約の相手方に自動伝送する場合の伝送試験を毎年 1回以上行うこと。 年 回	適 ・ 否

絶縁監視装置及び警報発生時の応動に関する説明書

1. 装置の構成

絶縁監視装置の構成は下図のとおり。

受変電設備に設置する絶縁検出器 (以下「検出器」という。) 及び事務所等に設置して検出器からの信号を電話回線等を使用して自動伝送する発信器及びその信号を受信する〇〇保安法人株式会社 (以下「受信器」という。) に設置してある受信器より構成される。受信器で警報を受信した場合は、電気工作物の異常の有無を電話で確かめるとともに、必要に応じて速やかに電気工作物の点検を行う。



2. 各機器の性能

- (1) Igr検出器 (対地静電容量の大きな自家用設置者に使用します。)
 - ア 変圧器のB種接地線に監視用信号を注入し、対象電路からB種接地線に還流してくる漏れ電流を検出用変流器で検出し監視用信号成分を分離抽出します。
 - イ 抽出された信号成分を静電容量抑圧回路で抑圧し、対地絶縁抵抗に起因する電流を使用電圧に換算した後、警戒レベル警報 (50mA)、特別警戒レベル警報 (200mA) と比較し、それ以上の場合は警報表示ランプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。
 - ウ 警戒レベル警報に対する検出器の誤差は±10%以内です。
- (2) Io検出器 (対地静電容量の小さな自家用設置者に使用します。)
 - ア 変圧器のB種接地線に設置した検出用変流器より検出される漏れ電流を整流増幅して、警戒レベル警報値 (50mA)、特別警戒レベル警報 (200mA) と比較し、それ以上の場合は警報表示ランプを点灯するとともに、発信器に警報信号を出力します。
 - イ 警戒レベル警報に対する検出器の誤差は±10%以内です。
- (3) 発信器
 - ア 検出器の信号を受信すると、自動ダイヤルで〇〇保安法人の受信器を呼び出し、接続します。
 - イ 受信器と接続された発信器は、検出器からの信号情報を受信器に伝送し、受信器が正常に受信したことを確認した後、電話回線を開放し送信を終了します。
- (4) 受信器
 - イ 発信器からの信号情報を受信すると、受信日時、警報の状態及び自家用情報を表示するとともに、記憶装置に記録しブザー等で警報を知らせます。

3. 絶縁監視装置のメンテナンス

定期的に絶縁監視装置のメンテナンスを行い、常に正常な稼働状態を保つようにします。

<p>組織図等を参考に添付し、同図内に申請者が所属する課又は係の業務分掌とその人数及び日勤又は交替勤務の別を記載してください。</p>	<p>3. 維持・運用に関する日常業務 (1) 運転、操作業務 ① どのような頻度で(いつ) ② どのような目的で(例：力率調整) ③ 何を(例：遮断器、コンデンサ・・・) ④ どのような方法(例：遠隔、直接)で操作したか</p> <p>(2) 監視業務 ① どのような頻度で ② どこで(例：監視室、変電所・・・) ③ どのような目的で ④ どのような方法で(例：電圧計、電流計等の計器により・・・) ⑤ 何を監視し(例：受電電圧、電力量、電流、力率・・・) ⑥ その結果をどのように処理したか (例：受電日誌等に記入し課長に報告・・・)</p>	<p>台数 ・その他の機器の定格及び台数を記載 2. 変電所 ・出力 ・回線数 ・主要変圧器 電圧 一次/二次 相数 容量 台数 ・遮断器 種類 電圧 遮断容量 台数 ・断路器 電圧 電流 台数 ・その他の機器の定格及び台数を記載</p>	<p>① 日勤又は交替制等(勤務時間も記載) ② それぞれの担当業務内容及び人数 (2) 上記における申請者の位置づけ(担当)を記載して下さい。 3. 維持・運用に関する日常業務 (1) 運転、操作業務 ① どのような頻度で(いつ) ② どのような目的で(例：力率調整) ③ 何を(例：遮断器、コンデンサ・・・) ④ どのような方法(例：遠隔、直接)で操作したか (2) 監視業務 ① どのような頻度で ② どこで(例：監視室、変電所・・・) ③ どのような目的で ④ どのような方法で(例：電圧計、電流計等の計器により・・・) ⑤ 何を監視し(例：受電電圧、電力量、電流、力率・・・) ⑥ その結果をどのように処理したか (例：受電日誌等に記入し課長に報告・・・) (3) 巡視点検業務 ① どのような頻度で (例：毎日、週1回、6回/月程度・・・) ※交替制等で行っている場合は巡視点検体制及び本人の実施頻度を記載すること ② どのような目的で ③ どのような方法で (例：目視・・・等による外観検査・・・) ④ どのような電気工作物について (例：断路器、遮断器、変圧器、変成器、各種保 護継電器・・・) ⑤ どのような点検項目について (例：たるみ、変形、変色、浮損、過熱、異音、 振動、油漏れ・・・) ※上記④及び⑤は機器毎に記載すること</p>
---	--	---	--

<p>⑥ 何に記載し(整理し) ⑦ その結果をどのように処理したか 4. 維持・運用に関する定期業務 (1) 月次点検業務又は半次点検業務 ① どのような頻度で (例：毎月、年1回・・・) ※交替制等で行っている場合は本人の実加回数も記載すること ② どのような方法で (例：停電して・・・) ③ どのような立場で ④ どのような電気工作物について (例：断路器、遮断器、変圧器、変成器、各種保 護継電器・・・) ⑤ どのような点検項目について (例：たるみ、変形、変色、浮損、過熱、異音、 振動、油漏れ・・・) ※上記④及び⑤は機器毎に記載すること ⑥ 何に記載し(整理し) ⑦ その結果をどのように処理したか (2) 試験測定業務 ① どのような頻度で (例：毎月、年1回・・・) ※交替制等で行っている場合は本人の実加回数も記載すること ② どのような立場で ③ どのような電気工作物について (例：断路器、遮断器、変圧器、変成器、各種保 護継電器・・・) ④ どのような試験項目について (例：接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、保護継電器 の動作試験・・・) ⑤ 何に記載し(整理し) ⑥ その結果をどのように処理したか 5. 維持・運用に関する不定期業務 機器の事故処理、機器の老朽化、事故処理に伴う</p>	<p>架空/地中 ・線路電圧 ・線路互長 ・回線数 4. 需要設備 ・受電電圧 ・契約電力 ・受電方式及び回線 ・主要変圧器 電圧 一次/二次 相数 容量 台数 ・遮断器 種類 電圧 遮断容量 台数 ・断路器 電圧 電流 台数 ・その他の機器の定格及び台数を記載 ・二次変電設備について (各二次変電設備毎に記載してください)</p>	<p>⑥ 何に記載し(整理し) ⑦ その結果をどのように処理したか 4. 維持・運用に関する定期業務 (1) 月次点検業務又は半次点検業務 ① どのような頻度で (例：毎月、年1回・・・) ※交替制等で行っている場合は本人の実加回数も記載すること ② どのような方法で (例：停電して・・・) ③ どのような立場で ④ どのような電気工作物について (例：断路器、遮断器、変圧器、変成器、各種保 護継電器・・・) ⑤ どのような点検項目について (例：たるみ、変形、変色、浮損、過熱、異音、 振動、油漏れ・・・) ※上記④及び⑤は機器毎に記載すること ⑥ 何に記載し(整理し) ⑦ その結果をどのように処理したか (2) 試験測定業務 ① どのような頻度で (例：毎月、年1回・・・) ※交替制等で行っている場合は本人の実加回数も記載すること ② どのような立場で ③ どのような電気工作物について (例：断路器、遮断器、変圧器、変成器、各種保 護継電器・・・) ④ どのような試験項目について (例：接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、保護継電器 の動作試験・・・) ⑤ 何に記載し(整理し) ⑥ その結果をどのように処理したか 5. 維持・運用に関する不定期業務 機器の事故処理、機器の老朽化、事故処理に伴う</p>	<p>月次、半次点検業務及び試験測定業務等の定期的に行う業務について、まず、自社(自ら)が実施したか又は請負業者に委託したかを明確にし、そのとき自らは何をしたら具体的な記載してください。</p>
--	---	--	---

2. 工事の場合

期間	役職名	職務の内容	電気工作物の概要
自 年月 至 年月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	職務の内容の記載にあたっては、下記のポイントを考慮して下さい。なお、簡条書きはしないで下さい。また、各工事ごとに、期間、役職名、職務の内容及び電気工作物の概要を改めて記載してください。	記載方法は、維持・運用に準じる。但し、職務の内容に関する部分については記載
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	〇〇年〇月〇日 第〇種電気主任技術者免許取得 (第〇〇-〇〇〇〇〇号) 〇〇工場〇〇設備〇〇工事	〇〇年〇月〇日 第〇種電気主任技術者免許取得 (第〇〇-〇〇〇〇〇号) 〇〇工場〇〇設備〇〇工事
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	1. 概要 ①どのような立場で (例：工事係長、工事業者、・・・・) ②誰の指導の下 ③何に基づいて (例：施工図、機器配置図、・・・・) ④どのような業務に従事した (例：需要設備の新設工事・・・・)	1. 概要 ①どのような立場で (例：工事係長、工事業者、・・・・) ②誰の指導の下 ③何に基づいて (例：施工図、機器配置図、・・・・) ④どのような業務に従事した (例：需要設備の新設工事・・・・)
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	2. 業務の実施方法 (1) 勤務体制等を記載してください。 (勤務時間、当該工事ご携った人数等) (2) 上記における申請者の位置づけ(担当)を記載すること。	2. 業務の実施方法 (1) 勤務体制等を記載してください。 (勤務時間、当該工事ご携った人数等) (2) 上記における申請者の位置づけ(担当)を記載すること。
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	3. 設計業務 ①いつからいつまで (例：昭和〇年〇月〇日から・・・・の間) ②どのような電気工作物について ③どのような方法、考えで設計し ④何を作成したか	3. 設計業務 ①いつからいつまで (例：昭和〇年〇月〇日から・・・・の間) ②どのような電気工作物について ③どのような方法、考えで設計し ④何を作成したか
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	期間の最終月は証明日の前月まで	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	期間等は参考に加え、同図内に申請者が所属する課又は係の業務分掌とその人数及び日動又は交替勤務の別を記載してください。	組織図等を参考に添付し、同図内に申請者が所属する課又は係の業務分掌とその人数及び日動又は交替勤務の別を記載してください。
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	「役職名」が変更になった都度、その役職に対応する「期間」、「職務の内容」及び「電気工作物の概要」を記載すること。 ただし、組織変更等によるもので業務内容に変更がない場合は、「前記同様」と記載するなどしてください。なお、実務者から管理者に変更となった場合には、職務の内容は必ず記載してください。	「役職名」が変更になった都度、その役職に対応する「期間」、「職務の内容」及び「電気工作物の概要」を記載すること。 ただし、組織変更等によるもので業務内容に変更がない場合は、「前記同様」と記載するなどしてください。なお、実務者から管理者に変更となった場合には、職務の内容は必ず記載してください。
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	6. 保安教育 ①どのような目的で ②どのような内容を ③どのような立場で ④どのような人に対して	6. 保安教育 ①どのような目的で ②どのような内容を ③どのような立場で ④どのような人に対して
〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月 〇年 〇月	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長	合計	〇〇〇係 〇〇工場 〇〇課 〇〇課長

上記の実務経歴を有することを証明する。

年 月 日

住所

証明入

代表取締役 〇〇 〇〇 印

【NO. 8 他に職業を有していないことの説明書 (個人2)】

他に職業を有していないことの説明書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名
印

私は、保安管理業務以外の職業を有していません。
また、電気事業法施行規則第52条第2項の承認を受ける個人事業者である限り、今後も保安管理業務以外の職業につきません。

<p>基礎工事、据え付け工事、社内検査等の工事工程別に記載してください。</p>	<p>4. 工事施工業務 (1) いっぺんからいっぺんまで (例：昭和〇年〇月〇日から・・・の間) (2) どのような工事に (例：基礎工事、据付工事、社内検査) ① どのような頻度で (例：毎日、週2～3日、・・・・・・) ② 何人で ③ どこで (例：工事事務所に常駐し、工事現場へ出向き、・・・・・・) ④ どのような立場で (例：工事監督者、現場代理人、・・・・) ⑤ 何を立会い、何をチェックし、 ⑥ 誰の、又は何の指導、監督をし ⑦ それらの結果をどのように処理したか⑧ 試験検査項目 (項目名を列挙すればよい) 5. 保安教育 ① どのような目的で ② どのような内容を ③ どのような立場で ④ どのような人に対して</p>	
<p>〇年 〇月 〇日 〇月 〇日 〇日</p>	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 1. 概要 以下、上記と同様に記載して下さい。</p>	
	<p>合計</p>	

上記の実務経歴を有することを証明する。

年 月 日

住所

証明入

代表取締役 〇〇 〇〇

印

【NO. 8 他に職業を有していないことの説明書（法人2）】

保安業務担当者を他の業務に従事させていないことの説明書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所
氏名

印

下記の者を保安管理業務以外の職務に従事させていません。
また、下記の者が電気事業法施行規則第52条の2に定める保安業務担当者である限り、今後も保安管理業務
以外の業務に従事させません。

記

保安業務担当者氏名 ○○ ○○

【NO. 8 機械器具保有状況届出書（個人3）】

機械器具の保有状況届出書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住所
氏名

印

電気事業法施行規則第52条の2第1号ハに基づき機械器具を、下記のとおり保有していることを届け出
ます。

記

機械器具名称	保有台数	型式番号
絶縁抵抗計		
電流計		
電圧計		
低圧検電器		
高圧検電器		
接地抵抗計		
騒音計		
振動計		
回転計		
継電器試験装置※		
絶縁耐力試験装置※		

※ 機械器具を他から借り受けて使用する場合は、それを証する書面を添付して下さい。
※ 写真を添付して下さい。

【NO. 8 機械器具保有状況届出書（法人3）】

機械器具の保有状況届出書

中国四国産業保安監督部長 殿

年 月 日

住所
氏名

印

電気事業法施行規則第52条の2第2号ロに基づき機械器具を、下記のとおり保有していることを届け出ます。

記

機械器具名称	保有台数	型式番号
絶縁抵抗計		
電流計		
電圧計		
低圧検電器		
高圧検電器		
接地抵抗計		
騒音計		
振動計		
回転計		
継電器試験装置※		
絶縁耐力試験装置※		

※ 機械器具を他から借り受け使用する場合は、それを証する書面を添付して下さい。

※ 写真を添付して下さい。

【NO. 8 宣誓書の写し（個人4）】

宣誓書

設置者あて 殿

私は、受託する保安管理業務以外に職業を有しておらず、今後も保安管理業務を行っている間は他の職業をあわせて行うことはいいたしません。

また、これまで電気事業法施行規則第53条第5項の規定による取消しに関し責任を問われたことはありません。

以上、宣誓します。

年 月 日

電気管理技術者

氏 名

印

【NO. 8 宣誓書の写し (法人4)】

宣誓書

設置者あて 殿

当社は、これまで電気事業法施行規則第53条第5項の規定による取消しに関し責任を問われたことがないこと、また、同規定による取消しに関し責任を問われた者を保安管理業務に従事させていないことを宣誓します。

年 月 日

法人名
代表者

印

【NO. 9 雇用証明書 (法人5)】

雇用証明書

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

住 所
氏 名 印

下記の者は、当 (法人名) の従業員であることを証明いたします。

記

保安業務従事者氏名	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日
雇 用 年 月 日	年 月 日

【NO. 9 保安管理業務マネジメント規程 (法人6)】

保安管理業務マネジメント規程

(目的)

第1条 この規程は、保安管理業務を計画的かつ確実に実施するためのマネジメントに関し必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、電気主任技術者の外部委託承認制度に基づく保安管理業務に適用する。

(組織)

第3条 ○○○株式会社には、別表第1のとおり本店及び3支店を置く。

2 支店には、別表第1のとおり支店直轄のほか、必要に応じ事業所を置く。

(役割)

第4条 本店は、保安管理業務の統括業務を行うとともに、各支店共通業務及び支援業務を行い、支店は、各支店で完結して保安管理業務を行う。

2 支店には、別表第2のとおり各職位を置く。なお、検査員を除く職位を管理者という。

(1) 支店直轄には支店長、自家用電気部長、保安課長、課長代理のライン管理者と、支店全般に

わたる業務を行う管理課長、業務指導担当の横制的管理者及び検査員を置く。

(2) 事業所には事業所長、保安課長、課長代理と検査員を置く。

3 管理者及び検査員は保安管理業務を共同で行うが、各々の役割は別表第3のとおりとし、その概要は次のとおりとする。

(1) ライン管理者の主たる役割

①保安管理業務の全体計画の策定

②事業場担当者の決定

③月次点検、年次点検の指示

④電気事故応動、絶縁応動の指示、並びに応動結果に対するチェックと指導

⑤点検結果のチェック、並びに必要な措置事項についての指示

⑥業務遂行に必要な備品等の整備、管理

⑦技術レベルの維持、向上

(2) 横制的管理者の主たる役割

①工程管理全般

②受託手続きの管理

③点検業務等の指導育成計画の作成

④技術情報の提供、収集

(3) 検査員の主たる役割

①月次点検、年次点検などの点検業務

②電気事故応動

③受託事業場で行う電気相談及び保安教育

(保安業務従事者の資格等)

第5条 保安管理業務に従事する者（以下「保安業務従事者」という。）は、管理者及び検査員のうち次の要件を満たす者とする。

(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている者

(2) 経済産業省告示に定める業務に従事した期間を満たすとともに、そのことについて産業保安

監督部の確認を受けている者

(3) 電気事業法施行規則第53条第5項の規定による取消しにつき責めに任ずべき者であつて、その取消しの日から2年を経過していないものである者。

(従業員の定義)

第6条 保安業務従事者は、次の条件を満たす従業員とする。

(1) 就業規則に定められた職員、特別職員、嘱託、検査専門職であること。

なお、各職種ごとの所定労働日数に届かないこと。

(2) 常時勤務場所に出勤し、保安管理業務に従事していること。

(3) ○○健康保険に加入していること。

(4) 雇用保険に加入していること。ただし一般保険者又は高年齢継続被保険者であつて、短時間被保険者でないこと。

(受託事業場の配分)

第7条 受託事業場ごとに、保安業務従事者の中から当該事業場を担当する者（以下「保安業務担当者」という。）を定める。

2 保安業務担当者ごとに、受託事業場の換算係数が33点未満であることを、持ち換算係数管理表で常に管理する。

3 前項に定める換算点数の確認に当たっては、保安業務従事者である支店長及び事業所長は、保安管理業務以外の業務量に応じ、告示第3条第2項に定める換算係数を減ずる。

4 受託事業場の保安業務担当者に変更を生じた場合は、事業場の設置者並びに産業保安監督部長に届け出る。

(点検の実施)

第8条 保安業務担当者は担当事業場の点検を自ら実施する。

2 保安業務担当者が病気等のやむを得ない事由により業務を行えない場合は、他の保安業務従事者が代替する。ただし、保安業務担当者が当該事業場を継続して2回以上又は年に複数回点検を実施できない場合は、保安業務担当者を交代する。

第9条 前条の規定にかかわらず、受託事業場を担当する管理者（以下「担当管理者」という。）が、職務上の指揮命令下にある保安業務従事者に点検を実施させる場合は次による。

(1) 管理課長は、担当管理者並びに点検の指示を受ける保安業務従事者（以下「点検担当者」という。）ごとに、点検計画書を作成する。

(2) 計画書は、次の各号を満たすこと。

①担当管理者自ら実施する点検回数は次のとおりとする。

ア. 点検頻度が毎月の事業場については、年に6回以上

イ. 点検頻度が隔月又は3カ月の事業場については、年に4回以上

②担当管理者が点検担当者に指示する事業場は、33点を点検担当者の人数で除した値又は6.6

のいずれの小さい値を超えないこと。

③点検担当者が複数の担当管理者から点検の指示を受けていないこと。

(3) 担当管理者は、計画書に基づき点検担当者に点検の指示を行う。

(4) 点検担当者は、点検終了後担当管理者に点検結果を報告する。

(5) 担当管理者は、自ら実施した点検結果を、点検担当者に報告する。

(6) 担当管理者自ら点検を実施する場合は、点検担当者は点検に同行する。

(7) 管理課長は、毎月計画どおり業務が遂行していることを確認する。

(契約及び手続き)

第10条 保安管理業務の受託は、申請事業場が次の条件を満たしていること。

(1) 電気事業法施行規則第48条第1項各号に掲げる事業場に設置する電気工作物でないこと。

(2) 事業場が2時間以内で到達できること。

(3) 保安業務受託規程で定める「危険地域等の自家用電気工作物に対する措置」に該当する地域にあって、当該事業

場への到達時間が2時間を超える場合など受託条件を満たさない時は、前項にかかわらずその都度産業

保安監督部と受託条件について確認する。

3 保安管理業務委託契約書には、次の条件を満たすこと。

(1) 保安管理業務単独の契約内容であること。

(2) 事業場の名称、所在地及び設備の概要等が明記されていること。

(3) 点検頻度、委託者及び受託者相互の連絡方法が明記されていること。

(4) 保安管理業務遂行上の義務及び責任が明記されていること。

(5) 保安業務担当者等が明確になっていること。

(6) 連絡責任者が選任されていること。

(7) 点検記録書を保存することが明記されていること。

(8) 保安業務担当者の確認が行われていることが明記されていること。

4 保安管理業務委託契約書の別添等について次の事項を定めていること。

(1) 保安業務担当者等の氏名及び生年月日

(2) 主任技術者免状の種類及び番号

5 前各項の確認は、管理課長が行う。

(点検の種類)

第11条 定期点検は、受託事業場の規模及び条件によって、毎月点検、隔月点検及び3ヶ月毎点検で

行うものとし、その内容は次のとおりとする。

(1) 月次点検

主として運転中の電気設備を目標等により点検を実施する。

(2) 年次点検

原則として電気設備の運転を停止して、点検、測定及び点検を毎年1回実施する。

(機械器具)

第12条 支店単位に告示で定める機械器具を必要数保有する。

2 前項に定める機械器具のうち、絶縁抵抗計、電流計、電圧計、低圧検電器、高圧検電器については、保安業務従事者の人数分保有し、保安業務従事者に個人貸与する。

3 第1項に定める機械器具は、点検や定期引換試験及び絶縁耐力試験を行い、その機能が維持されていることを確認する。

規則第53条の第2号ロ、告示第2条

(定期報告)

第14条 保安業務担当者、受託事業場数、受託換算係数及び保安業務従事者ごとの持ち換算係数について年1回産業保安監督部長に報告する。

2 第8条に定める機械器具の保有台数を、年1回産業保安監督部長に報告する。

(保安業務従事者証の携帯)

第15条 保安業務従事者は、保安業務従事者証発行規程に基づき発行された保安業務従事者証を常に携行し、委託者の求めに応じ提示する。

内規45①ロ

(保安業務担当者の兼務規制)

第16条 保安業務担当者は、保安管理業務以外の業務に従事しない。

2 保安管理業務を担当する役員等の使用者は他の職務を兼務しない。

内規42③

(レビュー)

第16条 本規程に定める事項のレビューは、毎年1回実施する。

2 前項に定めるレビューの結果、不適合事項があった場合、関係箇所に改善指示書を作成のうえ改善を指示する。改善指示を受けた者は、改善指示書に基づき改善計画書を作成し、指示者に報告を行うとともに、改善計画書に基づき改善する。

3 前各項のレビュー結果は、毎年1回産業保安監督部長に報告する。

(規程の改正)

第17条 この規定は、変更の必要性が生じた場合その都度見直しを行うこととし、改正した規程は速やかに産業保安監督部長に報告する。

以上